

令和 7 年 3 月

太田市議会定例会議案

(その2)

## 目 次

番号	議案番号	件名	ページ
1	議案第47号	太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1
2	議案第48号	太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	4
3	議案第49号	財産の取得について（給食室調理機器一式）	7
4	議案第50号	八王子山公園墓地第4期造成工事請負契約の変更について	10

## 議案第47号

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月18日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年太田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模

等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有する  
と市が認める者

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第48号

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月18日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年太田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項から第9項までを2項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保

すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事

業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第49号

### 財産の取得について

次のとおり太田市立旭小学校給食室新築に伴い、調理機器を整備するものとする。

令和7年3月18日提出

太田市長 清水 聖 義

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得財産   | 給食室調理機器一式                                      |
| 2 取得の目的  | 太田市立旭小学校給食室新築に伴い、調理機器を整備するもの                   |
| 3 取得予定価格 | 26,329,600円                                    |
| 4 取得の方法  | 指名競争入札   |
| 5 契約の相手方 | 群馬県高崎市和田多中町13番1号<br>株式会社中西製作所群馬営業所<br>所長 藤原 崇史 |

## 財産の取得について附属資料

### 1 取得財産の概要

品 名	数 量
デジタル台秤	2個
移動式秤置台	1台
移動台	15台
ホテルパン	40個
穴開ホテルパン	40個
モービルシンク	5台
パン箱・ご飯箱棚	2台
衣類殺菌保管機	3台
コンテナ	4台
ロッカー（3人用）	4台
配缶台	6台
キャリー	2台
ラックインカート	4台
受槽	2台
移動ラック	9台
掃除用具ロッカー	5個
食器・食缶消毒保管機	9台
野菜切機	1台
野菜切機用置台	1台

### 2 契約履行期間

契約締結の日から

令和7年7月31日まで

### 3 指名競争入札指名業者

日本調理機株式会社群馬営業所

関東調理機械株式会社（辞退）

株式会社中西製作所群馬営業所

株式会社マルゼン群馬営業所（予定価格超過）

タニコー株式会社高崎営業所

総合厨房設備株式会社

## 議案第50号

八王子山公園墓地第4期造成工事請負契約の変更について  
令和6年6月20日議案第67号により議決を経て締結し、令和6年10月24日地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項により専決処分にてその一部を変更した八王子山公園墓地第4期造成工事請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和7年3月18日提出

太田市長 清水 聖 義

事項名	変更前	変更後
契約金額	464,728,000円	478,071,000円

## 八王子山公園墓地第4期造成工事請負契約の変更について附属資料

### 1 変更理由

樹木伐採及び土工事において、当該工事の施工範囲が広大な山林であり、正確な施工数量の把握が困難であったため、伐採木及び建設発生土の処分量等が当初想定より多く発生したことに伴い、各種工事の設計数量を見直し、これらに係る費用について契約金額の増額変更を行うもの。

### 2 契約の相手方

太田市下小林町62番地1

岩崎工業株式会社

代表取締役 岩 崎 武 則

### 3 当初契約金額

451,000,000円

